



新段階の「食の安全」を
考える[7]

『安全性』の考え方って、ひとつじゃないの？」

Ruru(るる)

こんにちは、「ふしぎ探偵Ruru(るる)」です。

これまでのコラムに対して、反論も予想されます。それは「国産は安全だ」とか「昔の農薬より安全になった」といった単純な理解に導くような本や雑誌が多く出回っているからです。

そこで、主に3つの論点に絞って、「安全性」の考え方を述べたいと思います。これは、「こうした考え方もできるよ」と、多角的な視点から考察するためのヒントのようなものだと考えていただければと思います。論者によって「安全性の考え方」に重点の置き方や違いがあるため、あえてタイトルは『安全性』の考え方って、ひとつじゃないの?』という表現にしました。

1. リスクの考え方

書店や図書館で「食品の安全性」に関する書籍を探すと、「ゼロリスクはない(どんなものにもリスクはあるんだ)」といった解説をしているものが多く見受けられます。この考え方は、ともすると「リスクは完全にはなくせないなので、この程度なら許容すべきだ」といった感覚的な議論にすり替わっていく懸念を感じます。

また、「リスク評価は専門家に任せるべき」といった主張が強調され、市民や消費者としての素朴な疑問などは「無知が原因だから」「素人は黙って、専門家の科学的知見に従うべき」として、リスクコミュニケーションという名の「啓発や説得」が当然視されるものも多く見受けられます。

しかしながら、リスクとは、正確には「食品中に危害要因(ハザード)が存在することによって、健康に悪影響が発生する『確率』と『重大さ』の関数(掛け算)」となります。例えば、BSE(狂牛病)は滅多に罹(かか)らないので、「確率は低い」と言えます。そこで、「あまり心配ないよ」ということが言われました。しかしながら、有効な治療法が確立しておらず、罹った場合の「ハザード(危害要因)」は致命的です。つまり、結果として「リスクは高い」のです。

一方、新型コロナウイルスは、季節性インフルエンザの死亡率と比較すると「重篤度」は低いものの、感染率という確率はとても高いため、リスクは高くなります。

このように「ゼロリスクはない」という言葉には、「ハザード(危害要因)による重大さ×確率」の考え方の意味が後退してしまう懸念があります。

2. 「科学的知見」の考え方

「科学的知見からすると…」といった表現は信憑性(しんぴょうせい)を持たせる際に使われますが、実際には科学的知見とは「現時点の研究では」といった時代的(時間的)な制約や、「ある条件下の実験などで証明できた」といった前提条件付きの仮説のことを指します。つまり、何らかの前提条件を示した上での知見であって、「科学的知見」は、固定的・永続的に変わらないものではなく、むしろ常に更新され続けるものなのです。

かつてコペルニクスが「地動説」を唱えるまで、当時の人びとは日常的な感覚ともマッチした、地球の周りを太陽などが回っているという「天動説」を信じていました。そんなに古い話でなくても、思い出したことがあります。それは、「水俣病」研究の第一人者の原田正純医師(熊本大、1934~2012年)の経験です。原田氏は研修医のころから水俣に通い、そこで住民の人たちから「この子は魚を食べておらんのに、生まれたときから水俣病の症状があるんだけど」といった話を聞き、不思議に思っていました。なぜなら、当時の医学界の常識(科学的知見)では「水銀などの重金属は母親の胎盤を通過せず、胎児に影響しない」と考えられていたからです。しかしながら、水俣病と同じ症状を訴える患者家族の話を聞くうち、「胎児への影響」を考えるようになり、「胎児性水俣病」の発見につながりました。それまでは、医師も含めて誰も当時の医学界の常識(科学的知見)を疑ってもみなかったのです。

.....

原田正純著『いのちの旅〜「水俣学」への軌跡』(岩波現代文庫、2016年4月刊)から

「当時の医学的常識は『胎盤は毒を通さない』というものであった。しばしば、それから素人の指摘が専門家の常識よりも正しかったことを経験する。そして、この毒物が胎盤を通ったという事実は人類にとって初めての経験であり、人類の未来を暗示するものであった。」

.....

このように、現時点では証明されていなくても、後々の研究などで明らかになっていく「科学的知見」もあるのです。むしろ、「科学的知見」はこのように常に更新されていくもので、固定的・絶対的に考える方が「科学的知見」の硬直性につながります。

3. 「予防原則」という考え方

EU(欧州)諸国では、「起こってからでは、取り返しがつかない」ということから、食品の安全性に「予防原則」を採用している国々があります。アメリカや日本では「リスク管理」の考え方を採用し、「予防原則」の考え方は取られていません。

しかしながら、世界中の国々が「予防原則」の考え方を採用している事例があります。それは、地球温暖化への対策です。実験室の中では「地球温暖化」の実証実験は不可能であり、「地球温暖化」が進行して地球上で実証された場合には、その時点で人類の存続そのものが危ぶまれるからです。したがって、この「地球温暖化」については実証されていないにもかかわらず、世界中の多くの国が防止策に賛成しているのです。2021年8月に発表されたIPCC(国連の気候変動に関する政府間パネル)の報告書では、人類が排出した温室効果ガスが温暖化の原

因であることに「疑う余地はない」と断定しましたが、様々なデータを基にした推論であることには変わりありません。

このように、食品の安全性の分野でも、人体で実証されてからでは手遅れだと考えれば、「予防原則」の考え方は役に立つのです。

ちなみに、ドイツでは1980年代に、危険性のある技術(テクノロジー)の利用を事前に制限する「予防原則」が提唱されました。その「予防原則」の概念の形成に、哲学者のハンス・ヨナス(1903~1993年)の「恐怖に基づく発見術」という方法論が影響を与えたと言われています。ヨナスは1979年に『責任という原理』を発売し、特に子どもへの責任に注目しました。目の前にいる赤ん坊に危機が迫っているとき、その赤ん坊を助けることができるのが私たちだけだった場合、私たちは赤ん坊を助ける責任を負う。そうした考え方を展開していくと、その先には現在世代の未来世代に対する責任がある、といった考え方につながります。

4. 消費者こそ「最後の審判者(アンパイヤー)」

このシリーズを「新段階の食の安全」というタイトルにした理由は、国民の健康や安全を守るための条件整備を進めるのが政府(国民国家)の役割ではないかと思うのに、その政府が条件整備を後退ないし、解除する方向に舵を切っている現段階の動きを知ってもらうためでした。

歴史を振り返ると、BSE(狂牛病)が日本国内で発生した2001年以降は食の安全性の強化に取り組み、食品安全基本法の制定や内閣府に食品安全委員会を設置するなど、少なくとも10年くらい前までは「食の安全」への政策はそれなりの前進が見られていたと思います。ところが、逆流のような政策が矢継ぎ早に、顕著に出てきたのは、ここ5~6年のような気がします。

そのため、これまでこのシリーズで取り上げたことは「まさか、そんなことが」と受け止められた方が多く、俄(にわ)かには信じ難いのではないのでしょうか。正直に言えば、私Ruruも3年ほど前までは同じように、信じられない気持ちでした。

一昨年からの新型コロナウイルス対策の各国の動きを見ても、改めて国民の安全や健康を守る上で、政府(国民国家)の果たす役割の重要性を多くの人たちが実感したのではないのでしょうか。

そもそも自由な市場経済においては、消費者の日々の買い物「投票行動」とも呼ばれるように、その商品の最終的な生殺与奪権を握っているのは消費者です。いわば、「最後の審判者(アンパイヤー)」とも言えます。消費者が不要と判断し、買わなくなればその商品は市場から姿を消し、必要だと思い買い支えれば、その生産者や事業者を応援することにつながるのです。

しかしながら、消費者が自ら判断するためには、適正な情報が提供されていることが大前提となります。具体的には、消費者にとって分かりやすい適正で適切な商品表示などが欠かせません。

5. 自覚した「応援消費」行動が重要に

それなのに、これまで見てきたように、政府自らが適正な表示を消滅させたり、安全性の基盤の1つとなる「農薬の残留基準の大幅な緩和」を推進するなど、消費者の買い物における「投票行動」を阻害しており、いわば「経済民主主義」の根幹を侵していると言わざるを得ないと思います。議員選挙で、候補者の名前しか分からず、経歴や政党名や政策が隠されていて「投票しろ」と言われたら、「そんな社会はおかしい」と思うのではないのでしょうか。

でも、希望はあります。それは、消費者としての「買い物」という投票権を確実に行使することです。選挙のように、数年に1回の投票権の行使ではありません。ほぼ毎日とも言える日々の投票権です。消費者が自分の判断で、どれを買うのかを選ぶ行為のことです。「そんなこと、いつもしている」と言われるかもしれません。でも、しっかりと情報を掴(つか)んで選ぶ行為を大勢の人がしたら、どうなるでしょうか。さらに、応援したい生産者や事業者の生産物や商品を積極的(意識的)に選んで買う「応援消費」という考え方もあります。そして、かつて内橋克人氏(経済評論家、1932~2021年)が提唱した、いわば「自覚した消費者」が増えていったら、どうなるでしょう。

ヨーロッパでは、商品を買わない「ボイコット」に対抗する概念として、買い支える「バイコット」という言葉があります。日本でも「ボイコット」の意味は知られていますが、これからは「バイコット」という言葉ももっと知られていいように思います。

2001年秋にBSE(狂牛病)が日本で発生したとき、なぜ政府が「食の安全性」の政策強化に矢継ぎ早の手を打ったのか。それは、牛肉が売れなくなったからです。国民みんなが不安で、牛肉に手を出さなくなり、結果として消費者による大規模な「事実上の不買運動(ボイコット)」が起こったのです。そのため、畜産業者を中心に大変な危機感を引き起こし、政府の政策の大転換をもたらしました。最後の審判者(アンパイヤー)としての消費者の力は、それほど大きいのです。連載の第1回で述べたように、そもそも日本に大量の「遺伝子組換え作物」が輸入されているのも、実はアメリカの消費者の意識が大きく変わり、米国内の食品スーパーで「Non-GMO(非遺伝子組換え)食品」や「オーガニック(有機)食品」の比率が大幅に増加している背景が影響しているのです。

6. ヨーロッパ近代の「常識」を覆す本

少し、「食の安全」の話からは外れるかもしれませんが、最近読んだ本で『希望の歴史』(ルトガー・ブレグマン著)があるのですが、この本は従来の「常識」と思われていた心理学や人類史、思想史などの定説を悉(ことごと)く覆(くつがえ)します。とりわけ、ヨーロッパ近代の社会制度の基盤ともなっている、ホッブスの「人間は自然状態におくと『万人に対する万人の闘争』を開始する」という考え方の基になっている「人間の本質は悪だ」という定説を実証的に探究し、「人間の本質は善である」との結論を下します。さらに、こうした新たな人間観に基づく世界をどのように築くことができるのかという問題意識の下で、様々な事例を綿密に調査していきます。

学校の教科書でも教えられているようなヨーロッパ近代の「常識的な考え方」を覆しているのです。しかも、驚くべきことには、彼は1988年生まれのオランダ人で、この著書を書いた時はまだ31歳の若さだったという事実です。『サピエンス全史』を書いたユヴァル・ノア・ハラリも「非常に刺激的だ。わたしの人間観を、一新してくれた本」と推薦しています。大げさかもしれませんが、「21世紀の古典」になるほどの本だと思います。

現時点での「科学的常識」も、いずれかの時点で覆される可能性が常に存在していると考え、謙虚な姿勢が大事なのではないかと思い、参考に取り上げたものです。

(了)

〔参考書籍〕

『フードシステムと日本農業』

新山陽子ほか4人の執筆陣。放送大学用テキストで、2022年3月に改訂版を刊行。NHK出版

新山陽子（にいやま ようこ）1952年生まれ。2002年に京都大学大学院農学研究科教授。現在は立命館大学経済学部教授、京都大学名誉教授。専攻：農業経済学、フードシステム論、食品安全学。

目次はフードシステムをどのようにとらえるか…フードシステムの構造と存続、関係者の共存／農業の展開と産業構造／農業経営体の多様化と企業形態／農業経営の存続と市場／農産物・食品卸売業の展開と産業構造／食品製造業の展開と産業構造／外食産業の現状とこれから／食品小売業の現状と日本農業、日本の食／消費者の食品選択行動と市場／食品の価格と品質の調整システム—フードシステムの垂直的調整／食品の安全、信頼の確保とその考え方／食品廃棄と食品産業、消費者の行動／食生活と健康、食文化／食料の貿易と日本農業、日本の食／世界の農業・食料の制度と政策。

以上のように、食品の安全だけでなく、農業から食料に関わる幅広いテーマを基礎から学べます。



『世界で最初に飢えるのは日本～食の安全保障をどう守るか～』

鈴木宜弘、講談社+α新書(2022年11月刊)

鈴木宜弘(すずき のぶひろ) 1958年生まれ。東京大学大学院農学生命科学研究科教授。東大農学部卒業後、農林水産省に15年ほど勤務した後に、学界へ転じる。

いまそこに迫る世界食糧危機、そして最初に飢えるのは日本、国民の6割が餓死するという衝撃の予測……アメリカも中国も助けてくれない。国内農業を再興し、安全な国民生活を維持するための具体的施策とは？

「大惨事が迫っている」国際機関の警告/コロナで止まった「種・エサ・ヒナ」/ウクライナ戦争で破壊された「シードバンク」/一日三食「イモ」の時代がやってくる/国力低下の日本を直撃「中国の爆買い」

/「原油価格高騰」で農家がつぶれる/世界の食を牛耳る「多国籍企業」/食料は武器であり、標的は日本/「食料自給率一〇〇パーセント」は可能だ/「食料はお金で買える」時代は終わった/「成長ホルモン牛肉」の処分地にされる日本/ポテトチップスに使われる「遺伝子組み換えジャガイモ」/農政軽視が招いた「人災としての危機」/「日本の農業は過保護」というウソ/有機農業で中国にも遅れをとる/明るい兆しが見えた「みどりの食料システム戦略」/「有機農業&自然農法」さらなる普及をと訴える。

センセーショナルなタイトルのようにも思えますが、量と質(安全性)の両面から、日本の「食料安全保障の脆弱性」の現状(危機感)がよく理解できます。



『ルポ 食が壊れる(私たちは何を食べさせられるのか?)』

堤未果、文春新書(2022年12月刊)

堤未果(つつみ みか) 東京生まれ。国際ジャーナリスト。ニューヨーク州立大学卒業後、ニューヨーク市立大学大学院国際関係論学科修士号取得。国連、米国野村證券などを経験。現在は米国と日本を中心に政治、経済、医療、教育、農政、エネルギー、公共政策などの分野を、公文書と現場取材に基づく幅広い調査報道と各種メディアでの発信を続ける。

本書はショッキングな題名ですが、著者が3年以上の各国での取材活動などを通じてまとめたもの。著者は「食をめぐる世界市場の裏で、今一体何が起きているのか? 歴史を紐解き、事実を丹念に拾い集め、各国の現場にいる人々の証言と共に、読者が未来を考え、選び取るためのツールを差し出してゆく。救世主に見えたものが、実はディストピアかもしれない。1つ確実に言えることは、<食のグレートリセット>が、こうしている間にも着々と進行していることだ。真実を知り、大切なものを守るのは今しかない」と訴える。食を守ろうとする国々やローカルな動きも捉えている点で、希望につながる書でもあります。



『未来倫理～未来世代のために いま何をすべきか?～』

戸谷洋志、集英社新書(2023年1月刊)

戸谷洋志(とや ひろし) 1988年生まれ。関西外国語大学准教授、哲学専攻。法政大学文学部哲学科卒業、大阪大学大学院文学研究科博士後期課程修了。博士(文学)。現代ドイツ思想を中心にしながら、テクノロジーと社会の関係を研究。著書に『ハンス・ヨナスを読む』『原子力の哲学』『ハンス・ヨナス 未来への責任』『スマートな悪』、共著に『僕らの哲学的対話 棋士と哲学者』『漂泊のアーレント 戦場のヨナス』などがある。

本書では、私たちの行動はいま生きている世代に限らず、遠い未来にまで影響を与えることがあるという問題意識のもとに、テクノロジーの発達によってもたらされた行為と結果の大きな時間差が、

私たちの社会に倫理的な課題を次々投げかける。例えば、気候変動、放射性廃棄物の処理、生殖細胞へのゲノム編集……。

現代世代は未来世代に対して倫理的な責任があるのならば、この責任をどのように考え、どのように実践したらよいか。

倫理学の各理論を手掛かりに、専門家任せにせず私たちが自らの考えを形作るための一冊です。

なお、ハンス・ヨナスについて、さらに知りたい方は『ハンス・ヨナス 未来への責任』（戸谷洋志著、慶応義塾大学出版、2021年7月刊）をご参照ください。ヨナスの未来倫理学は、次の規範に集約されている、と言います。「あなたの行為の影響が、地上における本当に人間らしい生き方の永続を両立するように、行為せよ」。

ハンス・ヨナスとハンナ・アーレント(1906～1975年)は、哲学者のマルティン・ハイデッガー(1889～1976年)の弟子であり、同僚でした。師のハイデッガーがナチス黨員となっていくなかで、2人はファシズムに対抗する研究を重ねていったのです。



『応援消費～社会を動かす力～』 水越康介、岩波新書(2022年7月刊)

水越康介(みずこし こうすけ) 1978年生まれ。東京都立大学経済経営学部教授。

被災地、好きなブランド、ふるさと納税、推しのアイドル……を消費することで応援しようという行動が目立っています。このような新しい「お金の使い方」が社会を動かす大きなエネルギーとなっています。応援すること、支援すること、誰かを助けること、これらが消費という経済活動と結びつくこと。これはおそらく、コロナ禍において顕在化した新しい段階の消費社会を示していると考えられます。



『希望の歴史～人類が善き未来をつくるための18章～』

ルトガー・ブレグマン、文藝春秋・上下巻(2021年7月刊)

ルトガー・ブレグマン 1988年生まれ。オランダ出身の歴史家・ジャーナリスト。

「人間の本质は善である」とのメッセージが込められた本書は、発売されるなりオランダ本国だけで25万部のベストセラーを記録。世界46カ国で翻訳が決まるなど、話題の書です。



全7回にわたって連載しました『新段階の「食の安全」を考える』は今回をもって終了いたします。ご愛読ありがとうございました。

「サイバー犯罪から身を守るために

～トラブル対処法と最新情報を学ぶ～」開催報告

ひょうご消費者ネット賛助会員 犬伏 光代

2022年10月30日（日）、神戸市教育会館にて、スタッフ、外部からの参加者合わせて30名が参加して行われました。講師は、兵庫県警察本部サイバー犯罪対策課 サイバー犯罪防犯センターの現役警察官の方。新型コロナの影響でオンラインの開催が続いていましたが、対面での学習会は、より講師の熱量が伝わり、内容に引き込まれました。

今回は「対面」ということもあり、パワーポイントで映し出される事例は具体的で、「あ～、これこれ、見たことある。」「相談多くて、流行っている。」と思うものから、「これは見たことがないな。もしかしたら自分も引っかかってしまうかも…。」という情報まで、現場でサイバー犯罪と日々格闘されている方ならではの内容が盛りだくさんでした。

兵庫県警察本部がネット被害に遭わないための啓発活動の素材、「あひるのおやコ」を作成されていることも紹介されました。親しみやすく、このチラシなら子供から高齢者まで手に取りやすいと感じました。ちなみにこのキャラクターは県警職員の方がデザインされ、テーマ曲（YouTubeで聞けるそうです）は今回の講師による作詞作曲、なんとLINEスタンプにもなっているそうです。講師の方の多才さ、県警の皆さんの熱意にも驚きました。

さて、学習会の中のトラブル対処法について簡単に列挙してみます。

- ① SMSによる架空請求、フィッシング詐欺は周知されるようになったが、とにかくリンクは押さない事、例え画面上にある「閉じる」でも触らない（バックキー等で戻る）。
- ② 二段階認証（多要素認証）を設定し、利用する。
- ③ 友人、知人からのメール、メッセージでも疑う。
- ④ アプリやサービスなどは都度改善されているものの脆弱性はある。見られている前提で利用する。
- ⑤ パスワードは使い回さない。大文字、小文字、数字、記号を混ぜて使い、できれば12桁くらいに。
（FBIは15桁を推奨しているそう。利用サイトによっては使用可能な文字、記号、桁数の制限がある場合も）パスワードはしっかり管理しておく。
- ⑥ デバイス上の不要なメールは消しておく。



鈴木 尉久 理事長 あいさつ



会場風景

- ⑦ ネットニュースは「IT」分野も上位5つくらいチェックしておく。
- ⑧ セキュリティ対策は必須。アプリやOSは最新にする。こまめにバックアップを取り、使わないときに電源を切る。久しぶりに使うときは必ずウイルスチェックを。
- ⑨ 歩きスマホは、ひたたくりや痴漢の被害に遭いやすく、事故も多いのでやめる。
- ⑩ 「ネット友」に会いに行かない。

どれもわかっているようで、実際にできていない事もあると思いました。益々巧妙になるフェイクニュースなどにも注意が必要だと言われていました。

サイバー犯罪に遭った場合、悪質サイトを辿ることは限界があり、被害回復は困難なのが現状。相談現場でも悔しい思いをすることが多いです。消費者は自分の身を守るには、対策を自身で講じなくてはならないのですが、まずは「今の情報を知る」ことがとても大切だと改めて思い、啓発活動の重要性を感じました。「あひるのおやコ」をはじめ、兵庫県警察本部サイバー犯罪対策課の提供されているツールも利用させていただきたいです。そうして、もし被害に遭ったと思ったら、「相談はウェルカム！」とおっしゃっていただいた兵庫県警察本部サイバー犯罪対策課、または最寄りの消費生活センターにすぐ相談して、被害を最小限に留めていただきたいと思います。

今回ご担当いただいた講師は、警察官らしく毅然とされながら、トークは面白く、且つわかりやすく、会場は笑いもあり、新しい被害の情報に背筋が伸びたり、あっという間に90分が過ぎました。最後は質疑応答で追加情報も教えていただき、充実した学習会となりました。

令和4年度 ひょうご消費者ネット 学習会No.2

「保険関係の相談事例と対応」を受講して

ひょうご消費者ネット会員 河田 みどり

10年以上も前にあった金融商品の勉強会で「説明を聞いても（読んでも）理解できないような商品には手を出すな」という教訓を教わりました。そして、保険の契約ほど契約条項に関しては微に入り細に入り点検、確認をしなければ契約者が不利になるというイメージを強く持っています。ましてや60代・70代・80代の高齢になると、この契約内容の細かい仕組みや特約条項がよく理解できないがゆえに見落としがちになります。今回の学習会は、高齢者の家族からの相談事例をもとにした内容でした。



講師 松尾 保美理事

<事例 1>では、保険会社自体が契約者の認知症を考慮に入れていなかったことと保険料免除特約について気が付かなかったというありえないお話を紹介されました。

<事例 2>では、保険料支払い満了に伴う転換契約に関するお話をされました。新たな保険契約は「引受基準緩和型」だったので、契約から1年間は契約で定めた給付金額は50%削減されるという内容でした。

この内容に関して営業職員と契約者との間に説明の有無が問題になるのですが、「保険会社の情報提供義務」（保険業法施行規則第227条の2第3項9号等）では重要事項を比較できる書面を交付し、説明する義務を課しているのに、適切な説明がされていなかったことが問題でした。

<事例 3>は、講師ご自身の経験談でした。満期を迎える定期預金を一時払いの年金保険か終身保険の契約にすると良いと言われたそうです。結局2時間余りの間に入れ代わり立ち代わりの説明をされ、もう聞く気力はなかったそうです。よく理解できなかったけれど、長い取引がある銀行が騙すはずはないと考えて「外貨建て終身保険」の書面に署名されたそうです。しかし「注意喚起事項」に記載されていた為替手数料等の諸費用の説明はなく、クーリング・オフについても話はなかったそうです。

このような外貨建て保険商品のようにそもそも保険の契約自体が大変複雑で理解しにくいものである上に外国為替が絡んでいると、契約者が為替の仕組みを十分に理解していない場合は銀行を儲けさせるだけのものになってしまいます。今年は急激な円安の進行があって、外貨建て商品は為替による利益が出ているかもしれませんが、逆であったら大変な損害を被っています。

この点については、円貨返還になる「円入金特約」の申入れを適格消費者団体ひょうご消費者ネットからしています。（詳細はHPで確認ください）

最後の<事例 4>は、少額短期保険についてでした。この保険商品を扱う保険業者は、いわゆる一般の保険業者とは異なる基準設定があり、保険金額が少額で保険期間も短期であるためセーフティーネットがありません。しかも参入業者は書類を揃えネットに提出するだけで登録できるところが消費者にとっては恐ろしい保険業です。

葬儀費用数百万円を受け取るために、毎月高額な掛け金を支払っている高齢者は認知症有病率も高くなっています。自分が不利益を被っていることすら認識していない可能性があります。

今回の学習会では、松尾先生ご自身の様々な相談例を基に勉強させていただきました。そのなかで業者のペースに乗せられるがまま契約をしてしまう高齢者の実態が見えてきました。

相談員をしていない私にとってはあまりなじみのない事例が多く、初めて聞く用語がたくさん出てきましたが、自分自身・知人・家族らに注意喚起をして、できるだけ不利益を被らないように気をつけたいと思いました。

松尾先生、さまざまな相談事例を踏まえた貴重なお話ありがとうございました。



会場風景

令和4年度 ひょうご消費者ネット 学習会No.3

「成年年齢引き下げ後のトラブル～相談現場からの報告～」開催報告

消費生活相談員 馬場 昌美

2023年1月15日(日)、消費生活相談員・大阪府金融広報アドバイザーの大久保育子さんを講師に迎え、完全オンラインで開催されました。大久保さんが実際に相談を受けられた最近の若者層のトラブルについて詳しく説明して下さい、具体的なお話を聞くことができました。事例がたくさんあり充実した内容でしたのですべてをご紹介しますが、印象に残ったものについて報告します。

【雰囲気マルチ】SNSで有名な、儲けている雰囲気を醸し出す人達の話聞いて、この人達の言うことを聞いていけば同じような生活ができると思ってコンサル契約を結んだが、結局は投資で儲かるのではなく活動する人を増やせと言われた。いわゆる物なしマルチや後出しマルチの事例ですが、大久保さんは「雰囲気マルチ」と名付けられていました。



講師 大久保 育子様

【ミステリーなお話】

- ① 知人に頼まれてコンサートチケットの応募のため運転免許証を提示しただけで、スマートフォン数台分の代金の請求をされた。
- ② オンラインゲームのアイテムを譲ってくれるという人に、SNSでやり取りするために携帯番号を教えて、SMSに届いた暗証番号を送ったら、相手の借金を背負わされた。
- ③ フリマサイトで出品者からフィギュアを購入してクレジットカードで決済したのに、なぜかオンラインショップで新品を購入したことになっており、ショップから請求書が届いた。

今の若者にとってSNSで繋がっている人は、たとえIDしか知らなくてもさんざん情報を共有しているので、もはや「知らない人」ではないようです。また、対面して書類を書いて審査があって・・・というプロセスを経なくても手軽に決済ができてしまう危うさを感じました。

大久保さんが「トラブル相談に来る人に限ってメールのやり取り等を消してしまっている。消せば消すほど助からなくなるのに」と話していて、思わず大きくうなずいてしまいました。今後、契約書面の電子化が進んで、相談者が何もわからない状態で解決の手掛かりがなかったら・・・相談現場ではますますミステリーになってしまいます。相談者が問題としていることと、相談員の処理に必要なことは違うことが多いという心構えで、本人は無関係と思っていることでも想像力を働かせて聞き出さないといけないと話されていたことが心に残りました。

今回の学習会は事例が多く大久保さんの実体験のお話だったので、とても引き込まれる内容でした。共感することもあり、こういうふうに解決すればいいのか、という気付きもありました。消費生活相談の現場での聞き取りの重要性を実感し、相談員もアップデートをしていないといけないのだと考えさせられました。



会場風景

リレートーク

「今を幸せに生きる」

ひょうご消費者ネット会員 西田 依未（恵美子）

ひょうご消費者ネットを立ち上げたとき、理事として参加させていただいていました、消費生活アドバイザーネットワーク（2022年に解散しました）代表の西田です。

私は55歳で癌になりひょうご消費者ネットの理事を降りて、自力で癌を治そうと試みしました。一時癌は消えていたもののやがて大きくなり61歳で手術、その後は再発も無く71歳の現在も元気に過ごしています。

先日『ライオンのおやつ』（小川糸著）という本に出会い、読むたびに涙していますので本のご紹介と私の体験を書かせていただこうと思いました。

本の出だしは、若い末期癌の女性が「ライオンの家」というホスピスにやってくるという話です。医者にアンケートを取るとほとんどの医者が癌で死にたいと言うそうです。それは死ぬまでにある程度の時間が与えられるからだそうで、この本は死ぬまでの時間を主人公が日々感じたこと、自分の正直な心と向き合い残された時間を愛おしみ過ごす様子が丁寧に暖かく書かれています。

癌の経験者である私には、主人公の死への恐怖や時間の存在、心の変化等自分の体験と重なることも多くて、言葉が心や身体にしみ込んできました。読み進むとなんとも言えない満たされた思いと愛おしさに包まれて、生きていることの喜びと責任を感じられずにはられませんでした。

私は自身の癌体験もありますが、8年前に夫を癌で亡くし、再婚した夫も昨年10月に癌で亡くし、癌との深いお付き合いにどこか運命のようなものを感じています。

これだけ医学が進んだ現在、癌で旅立った人、癌サバイバーと言われる私のような人、それぞれ何が良かったのか？寿命なのか？いろいろな見解があり未だ良くわかっていないのが現状です。

しかし、2人に1人は癌になる今日を生きる者として、今、この時間を大切に味わって生きることが何よりも重要だということは普遍的であるように思います。勿論、気が付いていらっしゃる方も多いかもしれませんが、だけど、かつての私がそうであったように、日々の生活に流されて大切さを忘れて過ごすことも多いのではないのでしょうか。

そんな時は時間を見つけて『ライオンのおやつ』を読んでみてください。自分の死ぬ瞬間を想像するだけでも、今日の日は違って見えるように思います。

本のお勧めと共に、生きていることを心から大切に思えるような時間をお過ごしください。

2022年度
ひょうご消費者セミナー

身に つけたい! 広告を見るチカラ



身近にある情報誤認のリスクに
気づくためのポイント

開催日時

2023.3.9 (木)
14:00 ▶ 15:30

オンライン
開催

これって本当なの?
?



ポイントを知って
正しく見極めよう

日常生活の様々な場面で目にする「広告」に潜む、情報誤認のリスクに気づくためのポイントを、日本広告審査機構(JARO)の講師にうかがいます。

講師 武田 典子氏

公益社団法人
日本広告審査機構(JARO)関西事務所

参加費
無料

- 申込方法：【氏名(カタカナでも可)】【電話番号】【メールアドレス】を添えて、ホームページ、メール又はFAXで、記載の申込先までご連絡ください。
*申込者には開催前日までに、ZoomのURLをメールにて送信しますので、当日はそちらにアクセスしてご視聴ください。
- 申込締め切り：2023年3月7日(火)
- 主催：NPO法人ひょうご消費者ネット
NPO法人消費者支援機構関西(KC's)
生活協同組合コープこうべ / 兵庫県生活協同組合連合会

主催者紹介

NPO法人ひょうご消費者ネット

2005年設立の適格消費者団体です。
消費者被害情報を調査・分析し、不当な約款や勧誘・表示が判明した場合、当該事業者には是正の申入れを行います。また、消費者政策に関わる情報発信や提言、公開学習会、ならびに消費者団体等との連携事業も展開しています。



NPO法人消費者支援機構関西(KC's)

消費者団体訴訟制度を担う団体として、2007年に適格消費者団体、2017年には特定適格消費者団体に認定され、企業団体への申入活動、被害回復活動、法律改正等に伴う提言活動、消費者セミナー、注意喚起による消費者教育活動を行っています。



生活協同組合コープこうべ

生協の父・賀川豊彦の指導のもと、1921年(大正10年)に誕生しました。組合員や地域の暮らしを支え、豊かにする事業や活動を展開しています。一人ではできないことも、みんなの力を合わせて、願いや夢をかたちにする。コープこうべは「愛と協同」の精神を原点に、これからも歩み続けます。



兵庫県生活協同組合連合会

兵庫県下の購買、大学、医療、共済、職域の生協と団体による、協同組織を会員とする連合会です。協同互助の精神に基づき、会員の事業の発展を図り、会員生協、団体の構成員である組合員の生活の文化的経済的改善向上を図ることを目的として、活動、教育、連携強化の支援を行っています。



申込先

ひょうごけんせいがつきょうどうくみあいれんごうかい
兵庫県生活協同組合連合会

ホームページ：<https://www.coop-hyogo-union.or.jp/>

メールアドレス：hyogo@kobe.coop.or.jp

F A X：078-392-2059

件名は「ひょうご消費者セミナー申込」とし、●申込方法にある事項を記載してください



二次元バーコードからお申込みいただけます

「ひょうご消費者セミナー」FAX申込用紙

次のとおり「ひょうご消費者セミナー」に申し込みます。

参加者氏名		電話番号 (連絡先)	
メールアドレス	@		
連絡事項 (あれば)			

FAX 078-392-2059

*この用紙に記入いただいた個人情報、今回の「ひょうご消費者セミナー」に関する以外に使用することはありません。